様式第22号(第14条関係)

補装具費支給決定通知書

|  |
| --- |
| 第　　　号年　月　日　様粕屋町長　　　　　　　　　　　標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。 |
| 対象者 | 住所 |  |
| フリガナ氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　年　月　日 | 性別 |  | 電話 |  |
| 支給番号 |  | 支給決定日 | 年　月　日 |
| 決定内容 | (購入・借受け・修理) | 借受け期間 | ～ |
|  |
| 補装具業者 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話 |  |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | 公費負担額 |
| 円 | 円 | 合計額 | 円 | (合計額)円 |
| 月額負担上限額 | 月額(借受けの場合) | (初　月) 　 　　 円 |
| 円 | (中間月)　　 　 円 |
| (最終月)　　 　　円 |
| 教示事項1　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 。2　この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。 |